

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは・・・

あなたのまわりに「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐ最寄りの市町村の窓口や児童相談所などに連絡(通告)してください。通告は、子どもを守るためのものです。連絡をした人が特定されないように秘密は守られます。

また、出産や子育てに悩んだときは、市の子育て支援課や児童相談所までご相談ください。

●連絡(通告)先

熊本県中央児童相談所(熊本市長嶺2丁目3-3) ☎381-4451
市役所 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1240
児童相談所全国共通ダイヤル ☎0570-064-000
※全国共通ダイヤルはPHSや一部のIP電話からはつながりません。



児童虐待とは

- 身体的虐待 殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、など
- 性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィティーの被写体にする、など
- ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、保護者以外の同居人による虐待を放置する、など
- 心理的虐待 言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの前で配偶者やそのほかの家族などに暴力をふるう、など

問い合わせ先 子育て支援課(西合志庁舎) ☎242-1159

国民健康保険の医療機関で支払う医療費一部負担金の

減額、免除 および徴収猶予制度

国民健康保険では、震災、風水害、火災などの災害により人的、資産的に重大な損害を受けたときや、干ばつなどによる農作物の不作および事業などの休廃止、失業など(定年退職または自己都合などによる退職を除く)により収入が著しく減少し、保険医療機関への支払いが一時的に困難となった時には、国民健康保険法に規定する医療機関で支払う一部負担金の減免・徴収猶予を受けられることがあります。

■減免の基準 次の3区分で行ないます。

免除

世帯の実収入額が基準生活費の110%以下の世帯は、一部負担金を3カ月以内の期間において免除します。

減額(一部免除)

世帯の実収入額が基準生活費の110%を超え115%以下の世帯は、一部負担金の7割を、115%を超え120%以下の世帯は、一部負担金の4割を3カ月以内の期間において減額します。